

Yomiuri Weekly

最強のカード選び/ 始まった「田中康夫」おろし

昭和10年10月18日創刊(休刊除外)
 平成17年3月6日発行(第2300号発行)
 第64巻 第10号 通巻2891号



2005 3.6
 350円

【ヨミウリウィークリー】



最強の電子マネー時代のカード選び

始まった「田中康夫」おろし

子育てを助ける町

偽造カード被害急増

銀行は補償してくれぬか

カードがどんどん便利になれば、それだけ盗難や偽造のリスクも高まる。被害が先行したクレジットカードでは、ICチップ搭載、盗難保険付帯や不正使用チェックなどの対策が早くから導入されてきたが、現在、キャッシュカードの偽造被害が大きな問題となっている。

今年1月19日、群馬県のゴルフ場を舞台にした、組織的なキャッシュカード偽造団が警視庁などに逮捕された。ゴルフ支配人まで加わったとされる悪質なもので、手口は①ロッカーに設置した隠しカメラでロッカーのカギの暗証番号を盗撮②ロッカーから客のキャッシュカードを盗んで情報をスキミングし、カードを偽造③偽造カードを使って預金を引き出す——というもの。

銀行口座とセキュリティーをめぐる主な動き (新聞報道などによる)

1996年7月19日	免許証や保険証を盗んだり偽造したりして作ったキャッシュカードを利用した預金引き出し手口が横行
2000年3月	「デビットカード」(キャッシュカードで買い物代金決済)システムが本格的にスタート
01年	インターネット専業銀行が登場
02年度	クレジットカードの偽造被害が年間171億円とピークに
03年	盗難通帳による不正引き出し防止のため、預金通帳の廃止や副印鑑廃止などの対策が広がる
	キャッシュカードの偽造被害が増え始める
04年5月	偽造カードで口座から計3200万円を引き出された男性が、銀行側の責任を問い、東京三菱、三井住友両行を相手に東京地裁に提訴
05年11月17日	金融庁が、銀行業界に対し、偽造カード被害の一部補償を行う自主ルール制定を促す動き
05年1月19日	群馬県のゴルフ場を舞台にしたカード偽造団逮捕
05年1月25日	全銀協、「偽造キャッシュカード対策に関する申し合わせ」を発表、「被害補償検討にも真摯(しんしん)に対応」とする。以降、各行が補償検討の動きを打ち出し始める

昨年、爆発的に増えたのが、こうした偽造キャッシュカードを使った預金口座の不正引き出し事件。全国銀行協会(全銀協)が会員行を対象に行ったアンケートでは、被害額は04年4～9月だけで4億6100万円と、03年の2倍近くに膨らんだ(グラフ参照)。「知らない間に、何十回にもわたって数百万円引き出された」などの訴えが続出したのだ。手口とされる「スキミング」と

利用者の自衛には限界

いずれも、通常の盗難と違い、カード自体が無事に戻っているケースが大半のため、不正な引き

は、要するに情報の読み取り。スキマーなどと呼ばれる読み取り装置を使ってカードの磁気データを読み取り、その情報をもとに偽造カードを作る。暗証番号さえ分かれば簡単に預金が引き出されてしまう。NPO法人「日本情報安全管理協会(東京)

出し、不正使用があつて初めて利用者が被害に気付く。

19の表は、剣木課長が教示する「利用者側にできる対策」をまとめたものだが、「実際に日々進化する犯罪に個人で対処するには限界がある」とも指摘する。では、カードを発行する側である銀行の対応はどうか。

クレジットカード会社は現在、発行会社がカード保険に加入し、不正使用が発覚した場合でも利用者には負担がかからないシステムを導入している。だが、キャッシュカードの防犯対策は明らかに遅れてきた。スキミングされやすい磁気カードに代わるICカードの導入が比較的増えてはきたが、

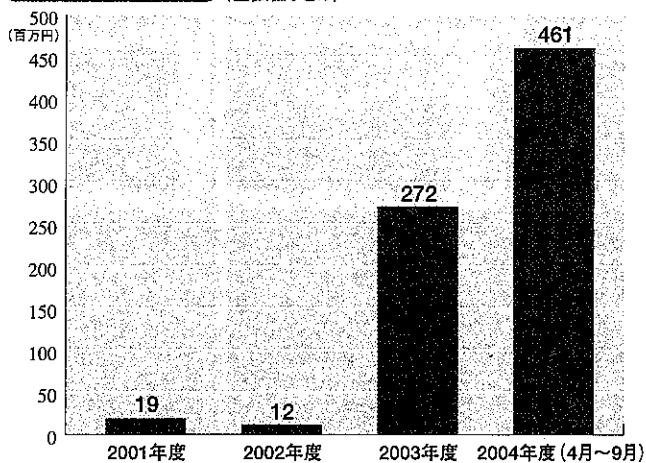
現行カードとの取り換えに手数料がかかる銀行などもある。

生体認証(手のひらなどで本人を認証する)東京三菱、池田など、利用限度額の引き下げ(三井住友など大多数)、預金の補償制度(東京三菱・VISAカード入会の場合、など)などの対策も続々投入中だが、昨秋以降、あわてて導入した感も強い。

セキュリティー対策に当初から熱心だったのは、01年7月に開業したインターネット専業銀行「イ

クレジットは02年度ピーク 銀行カードは昨年激増

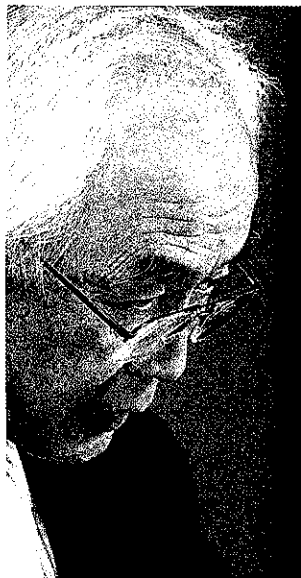
キャッシュカード (全銀協まとめ)



クレジットカード (日本クレジット産業協会まとめ)

時期	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度 (1～9月)
被害額	109.1	140.7	154.1	171.4	145.8
					51.6 (億円)

偽造カードの被害額



銀行は預金者に泣き寝入りさせてきた

「キャッシュカードが危ない」を著したフランク・コンyon作家

柳田邦男さん

「1987年に、当時の大蔵省（現金融庁・財務省）が金融制度調査会に対し「電子マネー時代に対応した消費者保護の法的整備を」として、銀行業界が強硬に反対し「各銀行と利用者の約款で決めればよい」とつぶしたといま

を根拠に、銀行は免費を主張し、キャッシュカード被害を訴える利用者を事実上門前払いし、

利用者のできる現実的な対策

(剣木氏による)

- 1 「カードを預けず」
持っているキャッシュカード、クレジットカードを全部箱の中に入れて、例え「年間1回使う」のカードでも銀行から出し、現金は処理する。(「取戻金」がないと被害は最小限に防げる)
- 2 「カードを作らせない」
数回利用、数回利用を置いておくように大回金口座(定期金・貯金などを入金する口座)と、日々の生活費を振り入れる生活預金口座を分け、少額と大回金口座はキャッシュカードを作らせない。
(※銀行は「最初にカードを作れば無料だが途中で作る手数料がかかる」と説明するので、つい最初でカードを作ってしまうがその手には乗らないこと)
- 3 「カードは肌身離さず」
カードの入った財布を、男性は上着、女性はバッグに入れることが多いが、持ち歩く際も絶対手放さない。
- 4 「暗証番号の管理」
生年月日、家の電話番号などと類推されやすい数字は使わない。せめて家族関係に、運転免許証、保険証などと一緒に盗まれる可能性があるものの数字も避ける。
(※銀行が推奨するように、こまめに変更するのは、覚えられなくなるので、現実には難しい)
- 5 「覗き込まれに注意！」
(特にコンビニエンスストアのATM)
不特定多数に覗(のぞ)き込まれやすいところでは、暗証番号は見えないように注意すること。

「バンク」。ネット上の「なりすまし」による被害には最高300万円、キャッシュカードの盗難による被害には同100万円の盗難保険を無料で付けてきた。さらにこの2月13日からは、キャッシュカード出金機能をふだんはロックしておき、必要なときだけパソコンや携帯で解除できるシステムも開始した。4月以降は、第三者が提携ATMで操作しただけで、本人にメール通知が届くようになる。

そして今、最も問われているのが、「既に発生してしまった被害」の補償問題だ。銀行業界は「カード規定」を盾に、「客に『非』がないと証明できない限り、銀行は免費される」と、かたくなに責任を避け続けてきた。

銀行やつと動き出す？

が、全銀協は今年1月25日、「偽造キャッシュカード対策に関する申し合わせ」を発表し、西川善文会長(三井住友銀行頭取)が「ある程度(犯罪の)手口が判明し、預金者に帰責事由が無い」と判定されることになれば、補償するケースもある」

と補償の可能性を示唆し、UFJ銀行などが前向きな姿勢を示している。

泣き寝入りさせてきたのです。しかし、とても素人で太刀打ちできる犯罪ではない。顧客情報、例えば急に頻繁な引き出しが続くなど奇妙な動きがあった場合、データは銀行が一手に握っている。その銀行の対応が遅れたため、被害が広がった。速やかに補償(被害補償)対策を進めるべきなのです。

海外では、米国の50州「ルール」、英国の50州「ルール」など、被害が発生しても顧客の負担する額を一定に抑える制度が70~80年代からある。日本でも顧客保護、消費者保護の法整備に早急に取り掛からなければなりません」

を根拠に、銀行は免費を主張し、キャッシュカード被害を訴える利用者を事実上門前払いし、

(談)



東京三菱銀行が導入した、手のひらで認証装置付きATM(同行提供)

偽造団摘発などで実際に預金者に非がないことが証明される可能性が出てきたため、とは銀行側の説明だが、顧客たる消費者の批判があまりに大きくなったため、対応せざるを得なくなったことも一因だろう。

インターネット調査会社「マクロミル」(東京)が今年2月4~8

日にネット上で行った調査によると、(有効回答1034人)、銀行に望む偽造キャッシュカード対策に対する質問(複数選択)では「被害額の補償」が85.7%とトップ。さらに、「早急な補償対応をする銀行の口座を持ちたいか」との問いに対し、91.6%が「そう思う」と回答しているのだ。

また、偽造対策とセットで新しいカード戦略を展開する会社もある。力を入れているのが顧客サービスなのか、顧客獲得なのか、銀行の姿勢をしっかりと見極めることが肝心だ。

※偽造キャッシュカード被害者の会「ひまわり草の会」は、銀行側に補償を求め、署名活動などを行っている。
(http://www.yy-com.jp/himawari-so/)

Special Feature

(巻頭特集) 最強のカード選び